

# 公益財団法人名古屋国際センター後援・共催名義の使用承認に関する規程

制 定 平成 23 年 7 月 1 日

最終改正 令和 7 年 8 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人名古屋国際センター（以下「センター」という。）の、市民レベルの相互理解に基づく多文化共生社会の形成を促進し、誰もが共に豊かに安心して暮らせる社会の実現に努め、もって普遍的な国際平和に寄与するという目的を達成するため、各種団体の行事に対し、後援又は共催名義の使用承認に関し、その事務処理の公正化・適正化を図るため必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいう。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同で開催することをいう。

## (後援の基準)

第 3 条 センターが後援名義の使用を承認する行事は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 市民レベルの国際交流・国際協力、多文化共生の推進を目的とした事業で、その趣旨が行事の全部又は一部に明確に表現されていること
- (2) 専ら営利を目的とするものでないこと
- (3) センターが特に必要と認めるものを除き、市民一般に広く開放されるものであること
- (4) 名古屋を中心とした中部一円の地域内で開催されるものであること
- (5) 主催団体の存在及び責任の所在が明確であること
- (6) 行事の目的・内容が明確であること
- (7) 行事の資金計画が明確に示されていること

2 前項の規定にかかわらず、センターは次の各号の要件のいずれかに該当すると認めた行事に対しては、後援名義の使用を承認しない。

- (1) 名義使用申請中において虚偽の記載事項があるもの
- (2) 特定の宗教活動・政治活動に関するもの又はその疑いが著しいもの
- (3) 特定の団体の利害に著しい影響を及ぼすもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (5) 参加者から参加費等を徴収する場合は、その金額が著しく妥当性を欠くもの
- (6) 後援をすることによりセンターの中立性が損なわれるなど、市民に当該行事に対する誤った理解を抱かせるおそれがあるもの

## (共催の基準)

第 4 条 センターが共催名義の使用を承認する行事は、前条のほかに、次の各号の要件のいずれかを満たさなければならない。

- (1) センター事業の方向性、方針に合致するもの
- (2) 企画段階からセンターが関わり、センターの意思が反映されているもの

- (3) 公共性の強いもの
- (4) 民間の交流団体の育成として支援する必要があるもの
- (5) センターが支援することにより人材育成の面で効果が期待できるもの
- (6) センターが単独で行うよりも効果的に行事実施が可能なもの

(承認の期間)

第5条 センターが後援又は共催の名義使用を承認する期間は、名義の使用を承認する日から当該行事が終了する日までとする。ただし、その期間は1年を超えないものとする。

(申請の手続)

第6条 後援又は共催名義使用の申請をしようとする団体は、次の各号に掲げる書類を開催日の45日前までに提出するものとする。

- (1) 後援・共催名義使用承認申請書（第1号様式）
- (2) 申請行事収支予算書（第2号様式）
- (3) 申請行事の詳細な資料及び企画書
- (4) 主催団体の規約・役員名簿
- (5) その他参考資料（団体のパンフレット、イベント印刷物等）
- (6) 後援名義使用の申請をしようとする行事で、名古屋国際センターの施設を利用しようとする場合、名古屋国際センター使用申込書（名古屋国際センター条例施行細則第1号様式）

(承認の決定等)

第7条 センターは、前条の申請を受理したときは、速やかにその可否を審査し、後援又は共催名義の使用についての回答（第3号様式又は第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更の届出)

第8条 前条の規定に基づき承認の決定を受けた者は、その承認に関わる行事内容等に変更が生じた場合は、速やかにセンターに届けなければならない。

(承認の取り消し)

第9条 センターは、後援又は共催名義の使用を承認した行事が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援又は共催名義使用の承認を取り消すことができる。ただし、当該取り消しによって生じた損害に対しては、センターは一切の責任を負わない。

- (1) 虚偽その他不適正な申請があったとき
- (2) 行事の実施の見込みがないとき
- (3) この規程の趣旨に反するなど、後援又は共催名義の使用承認を取り消すことが適当と認められるとき
- (4) その他後援又は共催名義の使用承認を取り消すことが適当と認められるとき

2 後援又は共催名義の使用承認を取り消した場合、センターはその理由を付して当該承認の決定を受けた者に後援・共催名義使用承認取消通知書（第5号様式）により通知する。

(利便の提供)

第10条 センターが後援又は共催名義の使用を承認した行事に対しては、次の各号に掲げる利便を提供することができる。

- (1) 名古屋国際センターにおけるチラシ等の頒布

(2) 名古屋国際センターのホームページ等による広報

- 2 センターが共催名義の使用を承認した行事に対しては、前項に掲げるもののほか、名古屋国際センターの施設及びそれに付随する備品の貸し出しをすることができる。
- 3 前2項に規定する利便の提供は、センターが「名古屋国際センター」の指定管理者である場合に限り行うものとする。

(実施報告)

第11条 後援又は共催名義の使用承認を受けた者は、行事終了後1か月以内に後援・共催行事実施報告書（第6号様式）及び収支決算書（第7号様式）を提出するものとする。

(免責)

第12条 後援又は共催に係る名義使用によって生ずる損害については、センターは一切の責任を負わない。

附 則（平成23年6月22日理事長決裁）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和7年7月29日理事長決裁）

この規程は、令和7年8月1日から施行する。